

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

175

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。

特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。

【支障事例】

当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。

また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。

根拠法令等

介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

○審査においては、外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり、審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。

また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を要求されるなど、円滑な事務執行上過度な負担となっている。

○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。

○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第252条の17の2第1項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

154

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲

提案団体

金沢市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。

具体的な支障事例

中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有してお、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。

※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

中核市においても、権限が移譲されることにより、一体的な管理体制の構築と事業者にとっての事務の軽減が図られることが期待されるとともに、迅速かつ適確な事業者への対応が可能となり、介護サービスの質の確保を図ることができると考えられる。

根拠法令等

介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、姫路市、鹿児島市

○すべての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の権限移譲については、支障がないと考えます。

【理由】

- ・本市は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査時において一体的に状況確認をしている。
- ・特に、処分を検討している事業所の法人に対して、組織的な関与等の確認が同じ担当でできるので、迅速に調査や判断ができた。

○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。

○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第252条の17の2第1項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

49

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。

具体的な支障事例

【現状】

中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。

特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。

【支障事例】

当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。

また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。

根拠法令等

介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。

○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第252条の17の2第1項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

79

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与

提案団体

宮城県、山形県、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与(「消除しなければならない」→「消除することができる」又は同法第69条の39第3項第3号の規定を第69条の39第2項に移す)

具体的な支障事例

本県において近年、介護保険法第69条の39第3号の規定により介護支援専門員の登録消除が3件発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員証が失効した状態で業務を行ってしまったことによるものである。

現在の規定では、酌量の余地なく消除するという非常に厳しい処分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消除となると事業者及び利用者の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護支援専門員の登録消除という重い処分に当たって、個別の事情などを踏まえたうえでの判断が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第69条の39第3項第3号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、神奈川県、大阪府

○同様の支障事例は本県でも発生しうる。発生した場合、介護支援専門員の過失の程度に対して処分の程度が著しく重く、均衡のとれた対応に苦慮すると思料。

○登録消除に関する法規定を認識していなかったことは介護支援専門員として明らかに自覚不足ではあるが、失効から1ヶ月以内に施設を通して申し出があったケースもあり、一律に消除とするには事業者及び利用者への負担が大きい。

各府省からの第1次回答

- 介護支援専門員は、利用者の心身の状況を勘案して利用するサービスの内容等を定めたケアプランを作成するが、ケアプランの内容が不適切な場合、利用者の心身の状況に合わないサービスが提供され、その状況が悪化するおそれがある。そのため、現行制度においては、定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格の更新制を導入しており、本条は更新研修の設定を担保するもの。
- 今回の提案は、更新研修の未受講や更新手続きの失念、また、更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長しうるものである。
- ご指摘のような事態が生じないよう、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底をお願いしたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和

提案団体

宮城県、山形県、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に5年→2年に)緩和する。

具体的な支障事例

処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、処分対象者が復職するためのハードルが高くなっている。
介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業者及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護支援専門員の復職の可能性を広げることで、事業者の人材の確保につながる。

根拠法令等

介護保険法第69条の2第1項第6号・7号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、川崎市

○介護支援専門員の欠格期間を他資格に比べて長期とする合理的理由がなく、実質的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。

各府省からの第1次回答

○介護保険制度では、要介護者等に対して、その心身の状況や置かれた環境等に即しつつ、心身の状態や個々の課題(ニーズ)等を十分把握した上でケアプランが作成され、それに基づき適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕組みが導入されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。
○また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないよう、高い倫理観

並びに法令遵守が特に求められる。

○そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に通算して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が削除された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。

○このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。